令和７年度

学校いじめ防止基本方針

東金市立丘山小学校

１　基本理念

〇「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成し、いじめを学校全体の取り組みによってなくす。

〇普段の学校生活・学級経営・学習指導の中で、つまりは教育活動全般を通して、いじめの予防的な取り組みを日常的に実践していく。

〇いじめの早期発見と早期対応に努め、対応時には校内体制と整えるとともに、必要に応じて関係外部機関とも連携をしながら、組織的な対応を行う。

〇文部科学省の「いじめ防止対策推進法」を職員全員が遵守し、正確で丁寧な対応を行っていく。また、保護者へのアカウンタビリティーの責務をしっかりと果たしていく。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、**「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」**と定義すること。　　＜文部科学省「いじめ防止対策推進法」より＞

つまり、

〇物理的な攻撃（暴力等）だけではなく、言葉によるものや「無視」といった行為も含め、対象となった児童が心身の苦痛を感じる行為全てをいじめと捉える。

例）児童Ａは児童Ｂに話しかけても無視をされたり、意図的に仲間はずれにされたりしている。また、部活動中に厳しい口調での叱責や体をたたくなどの暴力行為も見られた。児童Ａは学級に入ることが苦痛となっていた。

〇直接的な加害者だけではなく、加害者に協力する者や傍観している者も含め、対象となった児童が心身の苦痛を感じる行為に関わっている行為を「いじめ」と捉える。

例）児童Ａが児童Ｂに苦痛を与えられていたことを知っていた児童Ｃは、自分も危害を加えられることを恐れ、児童Ｂに対して同調するような言動を見せていた。

〇いじめを行っている者だけではなく、観衆や傍観者も含めて、いじめに関係しているという意識を教職員が十分に理解して対応にあたる。

例）直接的な加害者である児童Ｂだけではなく、児童Ｃやその他その事実を認識していた児童に対して、全ては「いじめ」であるという指導を行った。

そしてその上で、

① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめはその行為の内容により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは教職員の児童への接し方や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携をして一体となって取り組むべき問題である。

という認識を、教職員全員がしっかりと持つことが必要である。

3　いじめの構造

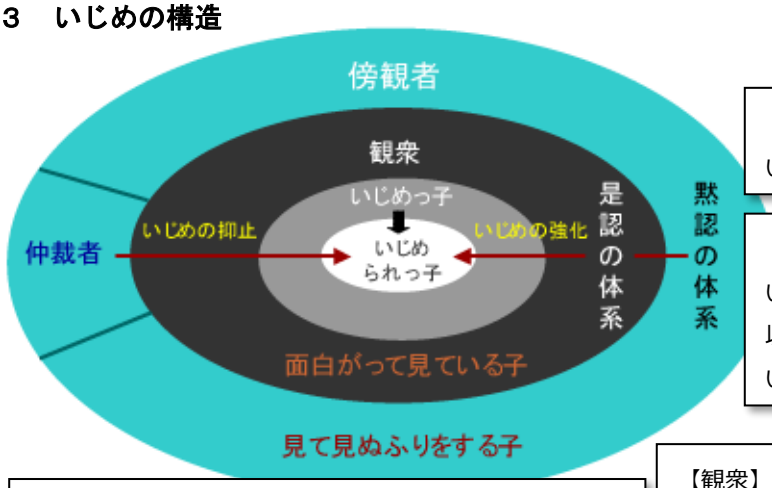

【いじめられっ子（被害者）】
いじめられている子ども（一人の場合が多い）

【いじめっ子（加害者）】
いじめている子ども（複数の場合が多い）
以前いじめられた経験があり、立場が逆転しているケースもある。

【観衆】
はやし立てたり、おもしろがって見ている子ども
加害の中心の子どもに同調・追従し、いじめを助長する。

【傍観者】
見て見ぬふりをする。人がいじめられているのを無視する事は、いじめに直接的に荷担することではないが、加害者には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを促進する可能性がある。

＜森田（1986 年）を機略図化＞

4　丘山小学校のいじめ防止基本方針

（１）学校教育目標

「豊かな心をもち、意欲的に学ぶ、たくましい児童の育成」

【めざす学校像】	【めざす児童像】	【めざす教師像】
○思いやりあふれる学校	おちついて学ぶ子	○お互いに磨き合う教師
○家庭・地域と歩む学校	からだをきたえる子	○可能性を伸ばす教師
○安らぎがあり、きれいな学校	やさしい子	○優しく、きびしい教師
○学びを大切にする学校	まじめに働く子	○前向きで個性的な教師

（２）本校の実態

本校は小規模校である。学級の児童数も 10 名前後であり、一人一人に目が行き届く規模である。

しかし、小規模校であるが故に、児童の人間関係が固定化してしまっていることや、児童の学級での立場が決まってしまっている傾向が見られる。また、幼稚園から一緒という人間関係もあり、それらの実情が元になり、差別やいじめが潜在化してしまっていることが考えられる。

（３）生徒指導の重点項目

①「わかる授業」の展開と工夫
②自己決定の場の設定と自己教育力の育成
③生徒指導体制の確立
④教育相談の充実

５　いじめの対策組織

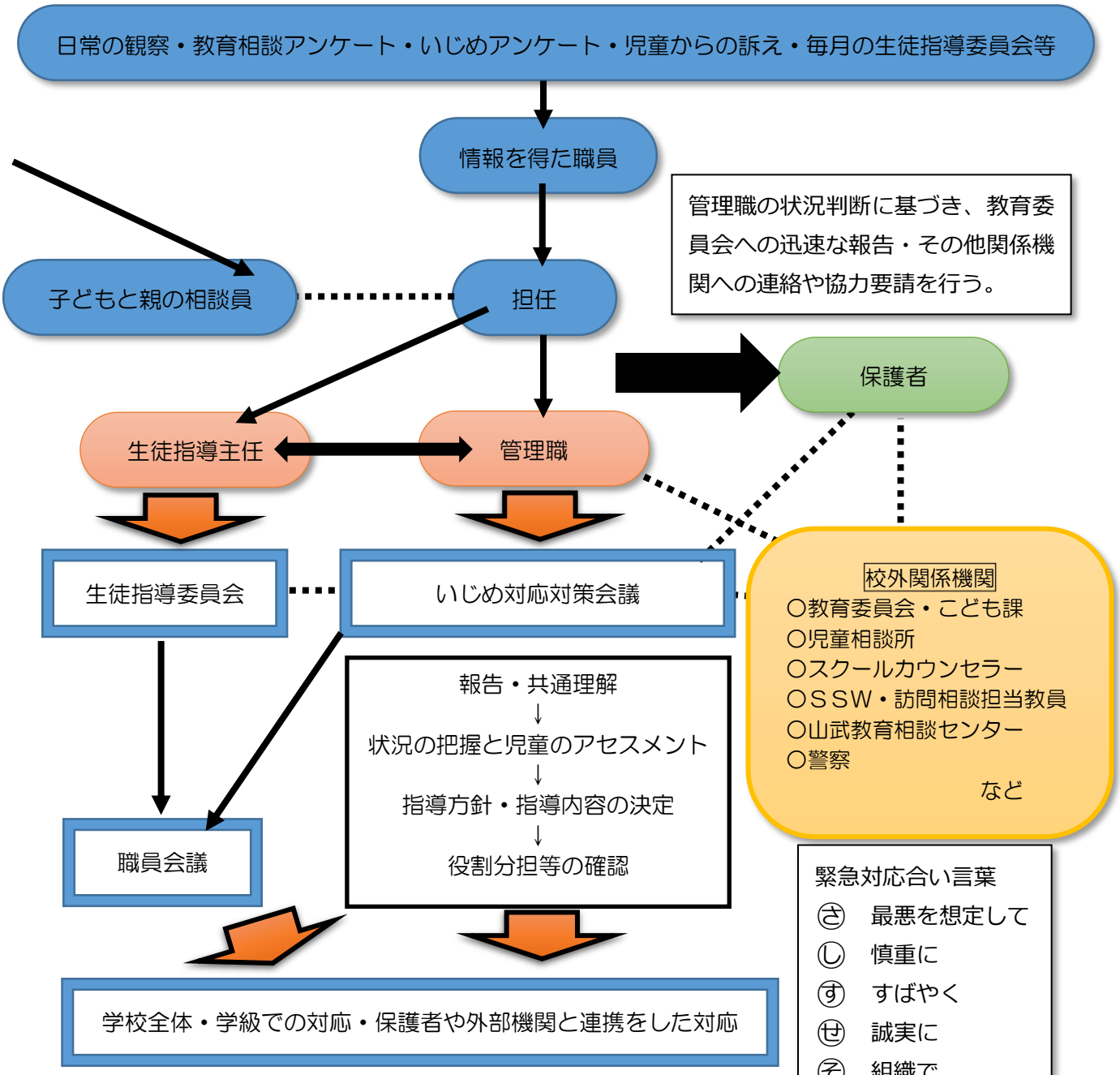

【児童への支援】
　いじめられた児童への心の支援
　いじめた児童への心の支援

【保護者への支援】
　いじめられた児童の保護者への心の支援
　いじめた児童の保護者への心の支援

【学級への支援や支援】
　学級全体への指導
　観衆や傍観者への指導や支援

【関係機関との連携】
　定期的な情報交換
　定期的な会議の開催

６　いじめ防止対策の基本方針

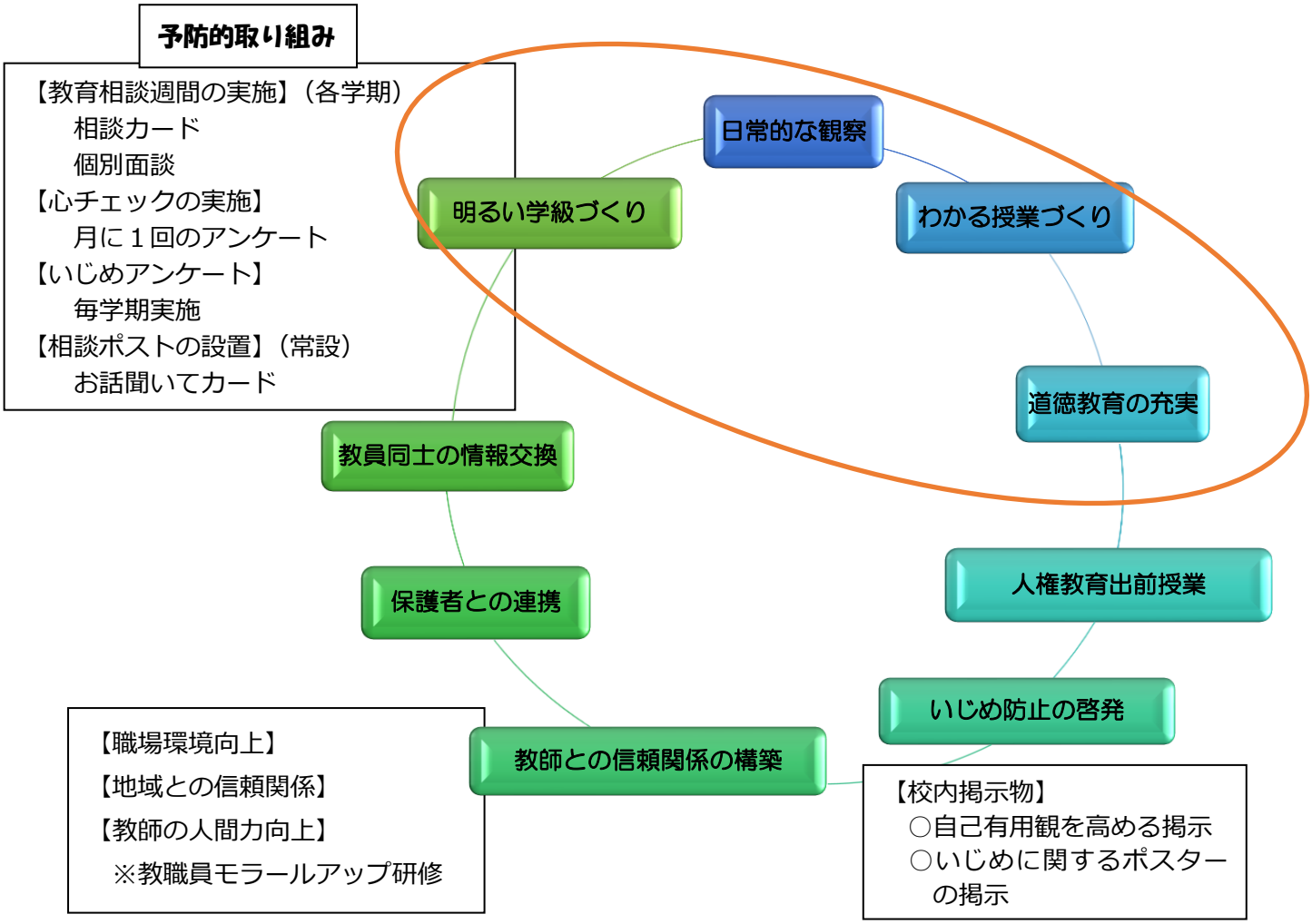

社会・地域・学校が「いじめは絶対に許さない」という意志を強く出す

７　予防的取り組みの具体例

（１）日常的な観察

①教師は児童の様子（言動・雰囲気・表情など）に対して常にアンテナを高くしておき、日常の学校生活における小さな変化に気がつくようにしておく。

②授業時間だけではなく、休み時間や給食準備、清掃時間といった授業中以外の隙間の時間についても同様に児童の様子をしっかりと観察する。

（いじめは大人の見ていない時に起こることを念頭に）

③いじめは「いつでも」「誰にでも」起こる可能性があるという認識をしっかりともち、些細な事柄に対しても観察を怠らないように心がける。

④taio シートを活用し、児童の細かい情報を共有できるようにしておく。

（２）わかる授業づくり

①児童にとって学習でのつまずきは、いじめのきっかけとなることを十分に意識する。児童が学習においてストレスを感じることが無いように心がけるとともに、児童が自尊感情を持つことができるような授業を展開することを心がける。

②わかる授業は教師と児童の信頼関係や教師と保護者の信頼関係に大きく寄与することを十分に意識する。

（３）明るい学級づくり

①明るい学級は、教師と児童、児童同士の信頼関係の上に成り立つものである。信頼関係の構築に努める。

②児童の自己形成能力と関係形成能力の育成（キャリア教育的視点）に努める。

③学級内の秩序づくりに努め、全ての児童が「安全・安心」のもとに、学校生活を送ることができるようにする。

④明るい学級でもいじめは発生することがあるという認識を持ち、児童のちょっとした言動にも気を配ることができるように心がける。

⑤構成的グループエンカウンターやグループワークトレーニング等を定期的に実施し、学級における所属感や自己有用感を感じさせ、友達から認められることで自尊感情を高めていくように心がける。

⑥月に１回、全校児童に心チェックシートを書かせ、いじめやいじめにつながる可能性のある事例についての早期発見に努める。

（４）道徳教育の充実

①毎週の道徳の時間において、いじめに対する認識を高めるとともに、いじめは観衆や傍観者も関わりがあること、そして、「いじめは絶対に許さない」という環境がいじめの防止につながることを感じさせる。

②教育活動全体（学校行事等）を通して、友達との関わりや、自分の行事との関わり方から、自己形成能力（キャリア教育的視点）を高め、いじめの防止に寄与するようにする。

（５）教師同士・保護者と教師の信頼関係の構築

①信頼関係の構築は、情報の風通しを良くすることであり、情報の交換や共有をスムーズに行うことができるということは、いじめの防止につながるという意識を持つ。

②保護者が学校に対して敷居が高くないと感じる事ができるようにする。

③授業参観や個人面談において、気になる児童の保護者に対して、教師から声をかけ、学級での様子を伝えるとともに、家庭での様子を聞き取り、その後の対応について共通理解を図っていく事などを確認する。

（まずは、保護者の言葉にしっかりと耳を傾ける「傾聴」ことを念頭に置く）

④教師同士が日常的に児童の様子や気になる事例についての情報交換を行う。

（６）いじめ防止の啓発

①校内の廊下や教室内に、いじめ防止のための掲示物を貼り、日頃の生活の中で児童が視覚的にいじめの防止を意識できるようにする。

②学校だよりでの啓発活動を継続的に実施し、いじめ防止に対する保護者の意識も高めるように心がける。

③各官庁から配付されるいじめに関するデータ等をスクリレで配信し、児童や保護者に対していじめ防止意識の啓発を図る。

（７）保護者との連携

①日頃から保護者からの信頼を得られるような学級経営や学習指導を心がけ、保護者が気軽に学校に相談を持ちかけることができる雰囲気作りに努める。

②保護者との連絡を密に取り、些細な事柄についても情報を共有できるようにする。

③必要に応じて、保護者との電話による連絡や場合によっては家庭訪問の実施、学校での面談を実施する。また、必要に応じて、関係機関も含めたコンサルテーションを行い、保護者の思いを大切にしながら、児童の対応できるようにする。

（８）教師同士の情報交換・情報共有

①担任が一人で抱え込むのではなく、全ての教員が全ての児童を支援していく姿勢のもとに、お互いに情報交換を積極的に行っていく。

②毎月行われる生徒指導委員会において、気になる児童の様子の共有や、対応の検討、その後必要に応じて職員会議等で全職員での共有を図る。

③養護教諭・親と子どもの相談員・スクールカウンセラーなどとの情報の共有を積極的に図り、担任一人の視点に偏ることがないようにし、複数の見方で状況の把握や、分析・対応を行うことができるようにする。

④毎学期のいじめアンケートを「低・中・高＋管理職」を点検し、相互チェックを行う。

（９）人権教育出前授業の実施等

①人権教育の出前授業を４年次に実施し、自我の確立や超自我の形成時期に合わせて、学級での規範意識を高めるとともに、高学年に向けて、他者との関わり方についてしっかりと考えることができるようにさせる。

②教育活動において、各学年の発達の段階に応じて、様々な外部指導者の招聘や校外学習を積極的に実施し、地域社会との関わりや、人との関わりを深めていく中で、自己形成能力や関係形成能力の育成を図る。

（１０）小規模校の利点を生かした教育活動の実践

①たてわりのグループを作り、学校行事の様々な場面でたてわりグループでの活動を行う。その活動を通して、思いやりの気持ちや協働の大切さを感じることができるようにする。

②全校児童を全職員が支援・指導するという姿勢で日々の教育活動を行う。

８　いじめへの対応

（１）いじめを発見したり、いじめについての訴えがあったりした場合

①問題を軽視することなく、児童からの聞き取りや実態把握などに努める。

②どんなに小さな事例でも、生徒指導主任への相談を行う。

③必要に応じて、管理職への報告を行う。

④管理職の指導のもと、必要に応じて保護者への連絡を行う。

⑤管理職の判断のもと、必要に応じて外部関係機関に連絡をとってもらう。

（２）重大事例への対応

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた時

・児童が自殺を企図した場合

・身体に重大な障害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神的疾患を発症した場合　　など

・児童が長期間にわたり、いじめが原因で欠席している場合

・児童や保護者からいじめを受けて、重大事態に陥ったという訴えがあった場合

①（１）のプロセスを踏まえ、管理職の判断のもと、外部機関（教育委員会・警察、スクールロイヤー等）への連絡を速やかに行う。

②外部関係機関や保護者と「いじめ対応対策会議」を開催し、事実確認や背景のアセスメント、今後の対応方針、具体的な取り組みについて、共通理解を図るとともに、役割分担をし、役割ごとに組織的な対応ができるようにする。

（３）事実関係の調査の実施

①事例の重大さにかかわらず、丁寧に調査を実施する。

②調査により明らかになった事実を適切に提供し、教職員間で共有する。

③得られた個人情報の管理に細心の注意を払い、守秘義務を遵守する。

（４）対応・指導

①いじめられた児童への対応

〇いじめられた児童やいじめを通告してきた児童の安全を確保することを伝え、対象児童が安心・安全を意識できるように配慮する。

〇児童に寄り添い、支える体制を速やかに構築し、その体制を児童に伝える。

〇精神的なダメージを受けている場合は、安全・安心感を回復させるとともに、自尊感情を高めるように心がける。また、ダメージが大きいケースはスクールカウンセラーへの相談や保護者との相談の上、医療機関の受診を行う。（心的外傷後ストレス障害の可能性を視野に）

〇保護者との連絡を密に取り、家庭での児童の様子や学校での様子について、お互いに情報共有に努める。

②いじめた児童への対応・指導

○いじめは人権を否定する行為であり、どんな理由があっても許される行為ではないことを指導する。

○いじめられた児童の状態や意向に応じて、いじめた児童が別室登校をさせたり、出席停止制度を適用したりする。

○いじめを行ってしまった背景や動機が心理的な要因・生育歴が要因・家庭的な状況が要因など、状況が複雑で、指導の効果が見られない場合は、関係機関（警察等）との連携を図り、根気強く指導していく。また、必要に応じて医療機関の診察や相談機関のカウンセリングを受けさせることも検討する。

○いじめた児童の心理的ダメージや、いじめをしてしまった背景についても配慮し、必要に応じて支援を行っていく。

③観衆・傍観者への対応・指導

○観衆や傍観者であった児童に対して、観衆や傍観者の態度は、いじめられた児童にとってとてもショックなことであり、直接いじめた児童と同じくらい責任が重大であるということを認識させる。

○観衆・傍観者であった児童の保護者に対しても、必要に応じて状況の説明や、以降の対応について説明をし、協力を求める。

９　その他

○最近のいじめの実情として、ネット上での誹謗中傷といった形でのいじめが実在するという認識を教職員が持つとともに、児童に対してネット上でのモラルについての教育を実施していく。

→ネットモラルに関する指導を学年の実態に応じて段階的に実施する。

○教職員に対して、いじめに関する校内研修を実施するとともに、校外での研修への積極的な参加を促す。

○各教科の学習や教育活動全般において、いじめや人権に関する内容の扱いを行う。（１１参照）

１０　公表・点検・評価について

（１）公表

策定した「学校いじめ防止基本方針」は学校のウェブページで公表する。

（２）点検

年度ごとにいじめに関してのアンケート調査や分析を行い、それに基づいた改定・修正を行う。

＜PDCA サイクルの確立＞

（３）評価

年度ごとにいじめ問題への取り組みを児童や保護者、関係者で評価することで、いじめの事例や件数の評価だけではなく、いじめに対する基本的な姿勢から評価していく。また、評価内容については、次年度の「学校いじめ防止基本方針」に反映させていく。

１１　いじめ防止対策に関連する教育活動計画

	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	全校
４月	学校探検	学校探検					入学式 学級運営懇談会 １年生歓迎会 （sos の出し方教育の推進）
５月	芋苗植え	芋苗植え	工場見学		宿泊体験学習Ⅰ	勾玉作り	いじめアンケート
６月				クリーンセンター見学			教育相談週間 丘山小誕生日集会 プール開き
	東金市　「子どもの心を大切にするアンケート」実施						
７月							七夕週間 個人面談
８月	リモート朝の会	リモート朝の会	リモート朝の会	リモート朝の会	リモート朝の会	リモート朝の会	
９月			校外学習	校外学習			
１０月	全校ダンス	全校ダンス	全校ダンス	全校ダンス	全校ダンス 陸上記録会	全校ダンス 陸上記録会 宿泊体験学習Ⅱ	いじめアンケート 運動会
１１月	花いっぱい運動 芋収穫 校外学習	花いっぱい運土 芋収穫 校外学習	花いっぱい運動	人権教室	福祉体験		丘山ジャンボリー 教育相談週間
１２月	丘山幼稚園 交流会					校外学習	マラソン記録会
１月						校外学習	学校運営懇談会
２月	昔遊び 丘山幼稚園 交流会						教育相談週間 いじめアンケート （sos の出し方教育の推進）
３月							６年生を送る会 卒業式

○上記内容以外にも、各教科の学習や道徳の時間において日常的に「友達とのかかわり」や「生命の尊重」、「人権尊重」などの内容を学習する。

○各学年で実施している校外学習においても、グループでの活動や様々な施設での人との関わりを大切にした活動計画を立て、実施している。また、実施後は振り返り活動を行い、児童にフィードバックさせる。

○近接学年で体育を合同で実施し、かかわりを大切にした授業展開を実施する。

○全校で学校を清掃する「クリーンタイム」を設定し、働くことの大切さや愛校心を育む。

○朝の読書タイムや保護者ボランティアによる読み聞かせなどを実施し、読書を通して、心豊かな児童の育成を目指す。

○学級活動の時間等で「構成的グループエンカウンター」や「グループワークトレーニング」を実施し、友達とのかかわりを通して、明るい学級づくりに努める。